Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和3年4月1日 住宅局安心居住推進課

<u>ひとり親世帯向けシェアハウスの基準を新設します!</u> <u>~ひとり親世帯が入居するシェアハウスもセーフティネット登録住宅として</u> 登録できるようになります~

国土交通省では、セーフティネット登録住宅の基準に、新たにひとり親世 帯向けシェアハウスの基準を設けることといたしました。これにより、ひとり 親世帯の住まいの選択肢が増えることが期待されます。

1. 背 景

近年、ひとり親世帯が入居可能なシェアハウスを、家賃低廉化補助等を活用できるセーフティネット登録住宅として登録するニーズが高まっていることや、ひとり親世帯向けシェアハウスについて一定の事例の蓄積がなされたため、新たにひとり親世帯向けシェアハウスの基準を設けることといたしました。

2. 概要

ひとり親世帯向けシェアハウスの基準として、必要な面積、入居者の定員 及び設備等の基準を定めております。詳細は別紙「ひとり親世帯向けシェアハウスの基準の策定」をご参照ください。

3. スケジュール

公 布 日 : 令和3年3月31日

施 行 日 : 令和3年4月1日

【問い合わせ先】 国土交通省 03-5253-8111(代表) 住宅局安心居住推進課 山口、藤本(内線39-863、39-865) 03-5253-8952(直通) 03-5253-8140(FAX)

【別紙】ひとり親世帯向けシェアハウスの基準の策定

- ●セーフティネット住宅の登録基準のうち、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)については、既往の研究で整理が進んでいた<u>単身向けの基準のみを規定</u>(H29.10.20告示)。
- ●現行基準では、専用居室に複数人が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限り、 セーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、 新たにひとり親世帯向けシェアハウス基準を設けることとした。
- ひとり親世帯向けシェアハウス基準については、令和3年3月31日に公布、同年4月1日より施行。併せてひとり親世帯向け シェアハウスの運営にあたっての留意事項についても、自治体に対して施行通知を発出している。

現行のシェアハウスの基準とひとり親世帯向けシェアハウスの基準

	現行のシェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の 面積		15㎡×B+ <mark>22㎡</mark> ×C+10㎡以上 (ただし、B≥1かつC≥1もしくはB=0かつC≥2) ※B: <u>ひとり親世帯向け居室以外</u> の入居可能者数 C: <u>ひとり親世帯向け居室</u> の入居可能世帯数
専用居室の 面積	9㎡以上(造り付けの収納の面積を含む)	12㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む) (ただし、住宅全体の面積が 15㎡×B+24㎡×C+10㎡以上の場合、10㎡以上)
専用居室の 入居者数	専用居室の入居者は <u>1人</u> とする	専用居室の入居者は <mark>ひとり親世帯(親+子)1世帯</mark> とする
	浴室又はシャワー室を設ける	共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、 浴室又はシャワー室を設ける(ただし、専用部分に備えられている場合を除く) ※バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	便所と洗面は、BとCの <mark>合計数を3</mark> で除した数を設ける 浴室とシャワー室は、BとCの <mark>合計数を4</mark> で除した数を設ける (小数点以下切り上げ)

※上記基準のほか、ひとり親世帯向けシェアハウスに関する定義を定める。